

国籍条項に関する件等について白川国務大臣、政府委員、厚生省、林野庁、建設省及び文部省当局に対し質疑を行った。

- 請願第176号外1件を審査した。
- 地方行政の改革に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 付託議案審議表

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件 名	提 出 者 (月 日)	予備送付 月 日	本院への 提出月日	参 議 院			衆 議 院		
					委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決	委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決
9	地方税法の一部を改正する法律案	上田 清司君 外4名 (8.11.29)	8.12.3		8.12.3 (予備)			8.12.3	継 続 審 査	

【法務委員会】

(1) 審議概観

第139回国会において、本委員会に付託された法律案は内閣提出3件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願1種類14件は、いずれも保留となった。

〔法律案の審査〕

本年の国家公務員の給与改定は、8月1日に改善率0.95%の人事院勧告が出され、9月20日、完全実施の方針が閣議決定された。今国会の召集日の11月29日、一般職の職員等の給与改定をするための法律案とともに、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案が提出された。

裁判官及び検察官の給与は、高等裁判所長官以上の裁判官及び検事長以上の検察官については、特別職の職員の給与に準じて定められており、その増額もおおむねこれに準じ、また、それ以外の裁判官及び検察官については、おおむねその額において対応する一般職の職員の給与の増額に準じて、それぞれ改定

するものとされている。

委員会においては、司法の一層の体制整備・充実を図るという観点から、新時代に対応した法務行政の組織・給与の在り方、裁判官・検察官の増員の必要性、初任給調整手当の在り方等について質疑が行われ、法務省及び最高裁判所からは、適正・迅速な対応のための必要な執務体制の整備、人員の増員とともに資質の向上等に最大限の努力をしたいとの答弁がなされた。

現行の地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）が、平成9年3月で期限切れを迎えるため、地域改善対策協議会（地対協）が、その後の対応について意見具申を行い、政府は、これを踏まえ、7月26日、「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について」の閣議決定を行った。

この中で、同和問題等に関する差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進、人権侵害による被害の救済等の対応の充実強化については、「人権教育のための国連10年」の国内行動計画を踏まえ、必要な施策を積極的に推進することなどが決定された。これらの施策の推進、充実強化に向けて、与党は、目的、責務、審議会の設置等を含む所要の法案を内閣から提出するよう、政府に申入れを行った。

12月3日、内閣から提出された人権擁護施策推進法案は、このように同和問題を経緯とするものであるが、広く人権擁護に関する施策の推進を図り、人権擁護に資することを目的としたものである。

その内容は、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発、人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の推進について、国の責務を明らかにするとともに、これらの施策の総合的な推進・充実について調査審議して関係各大臣に意見を述べる「人権擁護推進審議会」を設置しようとするもので、5年間の時限立法である。

委員会では、同和問題等解決のための人権教育・啓発施策の重要性、「人権教育のための国連10年」と同法案との関係、人権擁護推進審議会委員の人選の在り方等に質疑が集中した。法務省は、同法案が同和問題のすべてを解決するものではないとしつつも、人権のないところには平和は存在しないという視点から、人権の確保に力をいれていく、また、委員の人選については、広い学識と専門的知識を有する人の中から公平に行いたいとの決意を示した。本委員会は、「人権の世紀」とも言うべき21世紀に向けて、同和問題をはじめとする人権問題解決のため、政府は、「人権教育のための国連10年」の国内行動計画等を踏まえ、人権教育、人権啓発に努め、人権擁護推進審議会委員の人選に当たっては、人権問題に精通した学識経験者を選任するよう配慮すべきであるとす

ることなどを内容とする 6 項目の附帯決議を行った。

(2) 委員会経過

○平成 8 年 12 月 5 日 (木) (第 1 回)

- 法務及び司法行政等に関する調査を行うことを決定した。
- 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第 4 号）
(衆議院送付)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第 5 号） (衆議院送付)

以上両案について松浦法務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員、最高裁判所及び警察庁当局に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

(閣法第 4 号) 賛成会派 自民、平成、社民、共産、民緑

反対会派 なし

欠席会派 無

(閣法第 5 号) 賛成会派 自民、平成、社民、共産、民緑

反対会派 なし

欠席会派 無

○平成 8 年 12 月 13 日 (金) (第 2 回)

- 人権擁護施策推進法案（閣法第 12 号）（衆議院送付）について松浦法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成 8 年 12 月 17 日 (火) (第 3 回)

- 人権擁護施策推進法案（閣法第 12 号）（衆議院送付）について松浦法務大臣、政府委員、総務庁、最高裁判所及び外務省当局に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第 12 号) 賛成会派 自民、平成、社民、民緑

反対会派 共産

欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

- 請願第 563 号外 13 件を審査した。

- 法務及び司法行政等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第4号）

【要 旨】

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官についても、一般の政府職員の例に準じて、その報酬月額の改定を行おうとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 1 最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官の報酬については、おおむね内閣総理大臣その他の特別職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。
- 2 判事、判事補及び簡易裁判所判事の報酬については、おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。
- 3 以上の改定は、平成8年4月1日にさかのぼって行う。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第5号）

【要 旨】

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官についても、一般の政府職員の例に準じて、その俸給月額の改定を行おうとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 1 檢事総長、次長検事及び検事長の俸給については、おおむね国務大臣その他の特別職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。
- 2 檢事及び副検事の俸給については、おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。
- 3 以上の改定は、平成8年4月1日にさかのぼって行う。

人権擁護施策推進法案（閣法第12号）

【要 旨】

本法律案は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、同和問題等の社会的身分・門地、人種、信条、性別による不当な差別等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権の擁護に関する施策の推進について、国の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備し、もって人権の擁護に資することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 国の責務

国は、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、次の施策を推進する責務を有する。

(1) 人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策

(2) 人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策

2 人権擁護推進審議会の設置

(1) 法務省に、法務大臣が学識経験者のうちから任命する20人以内の委員で組織する人権擁護推進審議会を置く。

(2) 審議会は、次の基本的事項について調査審議する。

① 人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項（法務大臣、文部大臣、総務庁長官又は関係各大臣の諮問に応じて）

② 人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項（法務大臣の諮問に応じて）

(3) 審議会は、右の基本的事項に関し、内閣総理大臣、法務大臣、文部大臣、総務庁長官又は関係各大臣に意見を述べることができる。また、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

3 有効期限

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、施行の日から起算して5年を経過した日に失効する。

【附 帯 決 議】

「人権の世紀」とも言うべき21世紀に向けて、同和問題をはじめとする人権問題解決のため、政府は、人権擁護施策を一層推進、強化するとともに、次の諸点につき格段の努力をすべきである。

- 1 すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、学校教育、社会教育、公務員の研修等の分野において、「人権教育のための国連10年」の国内行動計画等を踏まえ、人権教育、人権啓発に努めること。
- 2 人権尊重の理念に関する教育及び啓発の基本的事項については2年を目途に、人権侵害の場合の被害の救済施策については5年を目途になされる人権擁護推進審議会の答申等については、最大限に尊重し、答申等を踏まえ、法的措置を含め必要な措置を講ずること。
- 3 人権擁護推進審議会委員の人選に当たっては、人権問題に精通した学識経験者を選任するよう配慮すること。
- 4 審議会の運営に関しては、透明性の確保に努めること。
- 5 人権擁護施策の一層の推進のため、人権擁護体制を充実、強化すること。
- 6 人権関係条約の批准について、積極的に検討すること。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（3件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
4	裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案	衆	8.11.29	8.11.29 (予備)	8.12.5 可決	8.12.5 可決	8.11.29	8.12.5 可決	8.12.5 可決
5	検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案	"	11.29	11.29 (予備)	12.5 可決	12.5 可決	11.29	12.5 可決	12.5 可決
12	人権擁護施策推進法案	"	12.3	12.12 (予備)	12.17 可決 附帯決議	12.17 可決	12.3	12.13 可決 附帯決議	12.13 可決

【外務委員会】

(1) 審議概観

第139回国会において、本委員会に付託された案件はなかった。

また、本委員会付託の請願3種類24件のうち、1種類14件を採択した。

〔国政調査等〕

12月12日、沖縄に関する特別行動委員会（S A C O）の最終報告について、池田外務大臣から報告を聴取した後、質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成8年12月12日（木）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 国際情勢等に関する調査を行うことを決定した。
- 沖縄に関する特別行動委員会の最終報告に関する件について池田外務大臣から報告を聴いた後、同大臣、政府委員及び総務庁当局に対し質疑を行っ